

全中連ニュース

○編集・発行／一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会
○TEL03(5651)7301 FAX03(6262)7494

○〒103-0027 東京都中央区日本橋3-11-2 Hi-gs 日本橋5階
○ホームページ<<https://zenchuren-group.jp>>



新年のご挨拶

一般社団法人 全国中小建設工事業団体連合会

会長 上田 禎 昭

令和8年の新春を迎え、謹んで新年の挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、当会の事業活動に対し格別のご支援ご協力を賜り、深く感謝いたします。

昨年は、アメリカで第2次トランプ政権が発足し、「米国第一」政策を掲げ世界の注目を集めました。

我が国においても10月には石破茂氏に代わり、高市早苗氏が内閣総理大臣に就任し、日本維新の会が閣外協力する高市連立内閣が発足しました。高市氏は「責任ある積極財政」を行うとし、特に税制改革や規制緩和に重点を置いていることから、このような政策が実現し企業活動の活性化や市場の期待感を引き出して、日本経済に良い影響が表れることを願っています。

建設業界においては、戦後の1950年代前半から70年代前半の高度経済成長期、特に東京オリンピック開催前後となる60年代に集中的に整備されたインフラや建築物の老朽化が全国的な課題として表面化しています。

このような状況の中、建設業界における技能労働者の高齢化や人材不足が加速しており、作業従事者の不足による工事の停滞が懸念されています。

この問題を解決するためには後継技能者の確保と育成が必須であり、これらを補う外国人就労者の受入が加速しています。27年度に育成就労制度が施行されると既存の特定技能制度と一体的に運用されることで、中長期のキャリア形成を促す流れとなり、外国人材は建設業の重要な担い手として必要性が増すことから、キャリアアップしつつ働きやすい環境に整備することが重要になっています。

建設業の未来において、次の10年を見据えた戦略は技術革新の加速によるデジタル化と自動化の進展であり、効率性と安全性の向上です。持続可能性が重要視され、環境に配慮した資材やエネルギー効率の高い建築が求められるとともに人材不足に対処するため、スキルアップと多様な人材の確保と活用が不可欠です。

建設業は今後10年もその先も必須産業であり続けます。そのため全中連では、会員の皆様に迅速な情報の提供に努めますとともに、外国人受入支援事業等を通じて会員サポート体制の一層の強化に邁進する所存です。

本年も業界の更なる発展と会員皆様のご健勝を心より祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。

第45回理事会開催

第45回理事会を10月17日(金)、全中連事務所で開催しました。令和7年度上半期の事業報告と予算執行状況報告などに続いて審議事項が行われ、会員団体から推薦された模範的な優秀技能者表彰について、選考委員の審査により本年度の表彰者が決まりました。

また、会費規程の改正や入退会に関する規程の改正など上程された議案はすべて承認され、理事会は閉会しました。



令和7年度 全国事務局長会議開催

令和7年度の全国事務局長会議を10月24日(金)、全中連事務所で開催しました。全中連トータルサポートプランなどの保険について、引受保険会社の損害保険ジャパンと取扱幹事代理店のワイズマンの担当者による制度内容や申込み手続き等の説明が行われました。次いで外国人受入支援事業や建設キャリアアップシステム代理登録申請、各種講習会の実施状況など、令和7年度上半期の事業報告と下半期事業計画の説明が行われました。



また、令和8年度制度運営費等の改定と、全中連ニュースを会員団体が所属会員に発送した際の郵送代実費の補助など、これからの事業推進について説明と意見交換が行われました。

建設技能人材機構 臨時総会開催される

建設技能人材機構(東京都港区)の第11回臨時総会が10月28日(火)、東京都千代田区のパレスホテル東京で開催されました。正会員と賛助会員の入会状況に続いて令和7年度事業計画の進捗状況と今後の課題等について報告が行われました。続いて国内及びベトナムやインドネシア、フィリピンなど海外で実施している特定技能1号と2号の評価試験の実施について、専門技能スキルアップ研修支援、無料母国語特別教育と同技能講習、無料日本語講座などすべての事業において前年度を上回る実績をあげているとの説明がありました。

また、令和9年度に予定されている育成就労制度施行にともない特定技能制度との一体的運用が進められることを見据えて、特定技能外国人が中長期的に活躍できるようキャリアパス構築支援を図る事業を充実化するとしました。

決議では、建設業界共通行動規範の改定と役員を選任に関する議案はともに承認され、臨時総会は閉会しました。



講習会開催 石綿特別・フルハーネス・足場・有機溶剤

労務安全並びに安全衛生に関する啓発・教育の一環として、フルハーネス型墜落制止用器具特別教育と足場の組立て等特別教育、石綿取扱い作業従事者特別教育、有機溶剤取扱業務安全衛生教育を実施しました。

■フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

開催日：令和7年10月22日（水）
会場：石川県地場産業振興センター（金沢市）
共催：一般社団法人 北陸建設業協会
一般社団法人 建設人材支援機構

開催日：令和7年11月5日（水）
会場：長崎県建設総合会館（長崎市）
共催：長崎建設組合



■足場の組立て等特別教育

開催日：令和7年10月23日（木）
会場：石川県地場産業振興センター（金沢市）
共催：一般社団法人 北陸建設業協会
一般社団法人 建設人材支援機構



■石綿取扱い作業従事者特別教育

開催日：令和7年10月27日（月）
会場：長崎県建設総合会館（長崎市）
共催：長崎建設組合

■有機溶剤取扱業務安全衛生教育

開催日：令和7年10月27日（月）
会場：石川県地場産業振興センター（金沢市）
共催：一般社団法人 北陸建設業協会
一般社団法人 建設人材支援機構

中小企業庁 賃上げ支援サイト開設 3ステップで原資確保へ

経済産業省・中小企業庁は、最低賃金引上げに対応する中小企業・小規模事業者を支援するための「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」<<https://mirasapo-plus.go.jp/chinage/>>を開設しました。賃上げに関連する補助金や相談窓口など支援策の最新情報を提供しており、賃上げ実現に向けた「3つのステップ」を紹介しています。

ステップ1では、賃上げに必要な人件費の増加分を知るためのシミュレーションツールで事業所のある都道府県の最低賃金を確認した上で、従業員の賃金を上げた場合の人件費が概試算できます（1日・1週間・1か月・1年あたりの参考値が表示）。

ステップ2では、中小企業基盤整備機構が提供する「儲かる経営キツク君」を掲載しており、2期分の決算書情報を入力すると顧客別の利益などが確認できます。さらに利益確保に必要なコストなどを知ることで、価格転嫁の目安や事業戦略などの検討が可能になります。

ステップ3では、賃上げ原資の確保に向けた対策を掲載しており、「価格交渉・価格転嫁」「売上拡大・生産性向上」「IT活用・省力化」「経営改善・事業再生」「事業承継」を挙げて、それぞれのポイントについて事例などを交えて解説し、各項目に対応した助成金を紹介しています。

国交省がシステム開発 外国人技能者CCUSで適正就労確認

国土交通省は、建設現場における外国人技能者の適正な就労を促すため、建設キャリアアップシステム（CCUS）のカードタッチで外国人技能者の在留資格や在留期間をチェック可能とするシステムの開発に着手します。システム運用により現場での受入れ手続きを円滑化し、外国人技能者の就業履歴をCCUSに蓄積する環境を整備します。建設業で就労する外国人材の適正な評価・処遇と、中長期的なキャリア形成につなげる考えです。

具体的には、外国人技能者の受入れを管理する「外国人就労管理システム」を、出入国在留管理庁の在留情報やCCUSと連携させ、システム上で在留情報やCCUSに登録した基本情報を相互にリンクさせることで、現場の就労管理をペーパーレス化するものです。

育成就労、特定技能両制度の分野別運用については、建設分野で独自に設定する労働安全衛生対策の項目を追加する方針とし、育成就労では監理支援機関や受入れ企業が行う「入国後講習」の内容に、特定技能では国際建設技能振興機構（FITIS）が行う「建設特定技能受入後講習」の内容に、それぞれ労働安全衛生に関するオリエンテーションを加えるとしています。

CCUS能力評価基準に石材施工技能者追加 全46職種に拡大

国土交通省はCCUS登録技能者の能力評価基準に「石材施工技能者」を追加し、対象は46職種となりました。

「石材施工技能者」は石材の加工や据付け、建築物の外壁や床への石材張り付け、壁や擁壁など石材の積み上げを行う職種で、技能検定では「石材施工」（石材加工作業、石張り作業、石積み作業）などが習得すべき技能の範囲になります。

CCUS技能レベル判定では、「レベル1（ホワイト）」は、技能者登録をしているがレベル2以上の判定を受けていない技能者が該当します。「レベル2（ブルー）」は就業年数3年で、2級石材加工作業技能士、2級石張り作業技能士、2級石積み作業技能士など、2級の関連資格を保有する者を認定します。「レベル3（シルバー）」は就業年数7年で、1級の関連資格を保有する者、ジュニアマスター顕彰者、職長としての就業日数が3年ある者が対象となります。「レベル4（ゴールド）」は、就業年数10年で、登録石材施工基幹技能者、レベル2・3基準の保有資格を満たす者、建設マスター顕彰者、職長としての就業日数が5年ある者などが該当します。

建設国保に加入しませんか！

◇建設国保は全国の大工、とび、鉄筋、土木、造園、塗装、左官、板金、電気など建設工事業に従事している方やその家族のために設立された国民健康保険組合です。

○新規加入できる方

個人事業所の事業主と従業員、一人親方

○建設国保の保険料

保険料は業態と年齢・家族数によって決まります。所得で保険料は変わりません。

※詳しくは組合ホームページをご覧ください <https://www.kensetsukokuho.or.jp/>

組合のホームページで保険料の試算ができます



全国建設工事業国民健康保険組合

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町 12-4
TEL: 03-5652-7001 FAX: 03-5652-7035

技能実習計画認定数 24年度は3.1万人減

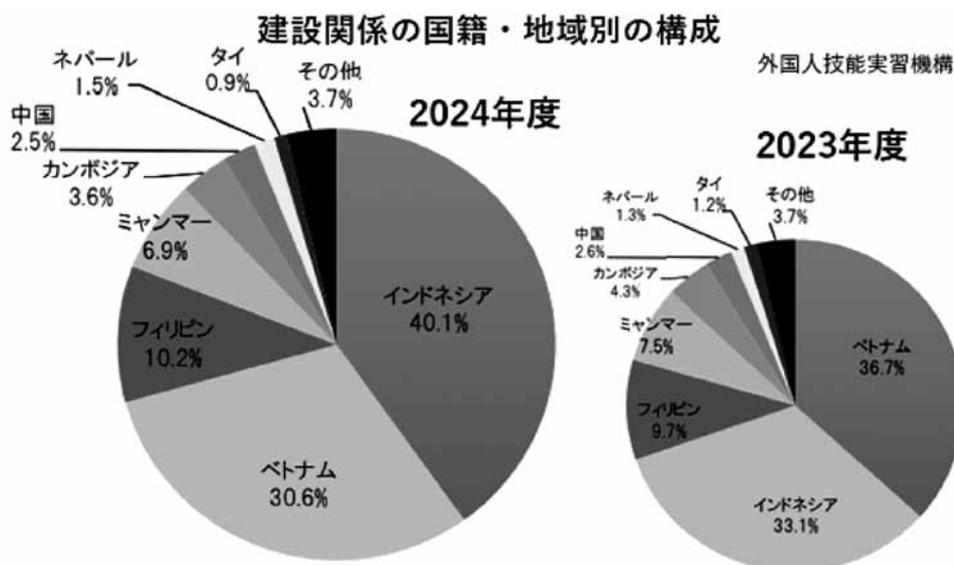
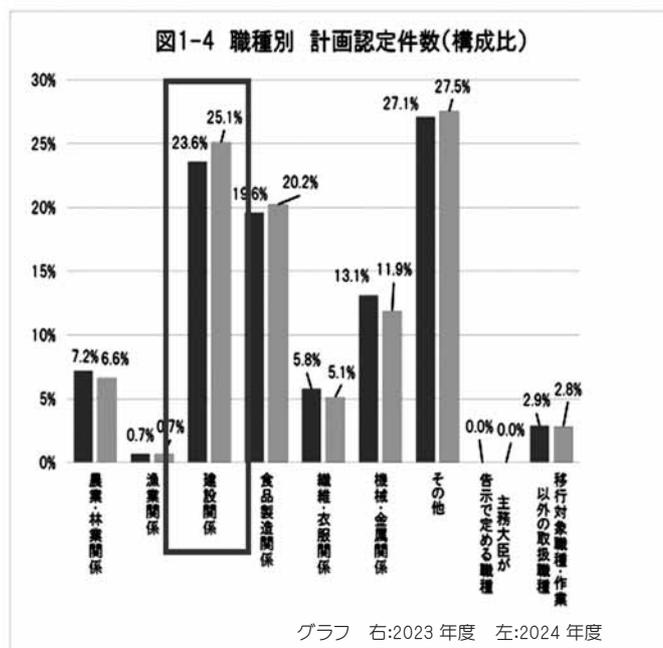
外国人技能実習機構が発表した2024年度の「外国人技能実習機構業務統計」によると、同年度に認定を受けた「技能実習計画」の件数は31万8572件で、前年度から3万1454件減少しています。同計画の認定数を職業別にみると建設関係（塗装を除く）が最多で25.1%を占めています。

建設関係の職種別では「とび」7.4%（建設業の29.5%）が最多を占めています。次いで「建設機械施工」4.7%（同18.7%）、「型枠施工」3.1%（同12.2%）、「鉄筋施工」2.4%（同9.5%）の順で、「その他の職種」に含まれる「塗装」は全体の3.1%を占めています。

建設業の計画認定件数を実習生の国籍・地域別にみると「インドネシア」が40.1%で最多でした。次いで「ベトナム」（30.6%）、「フィリピン」（10.2%）の順です。前年比では「ベトナム」が6.1ポイント減少、「インドネシア」が7.0ポイント増加となり、インドネシア人実習生の割合がベトナムを上回りました。

都道府県別では「東京都」（9.9%）、「埼玉県」（9.2%）、「神奈川県」（8.6%）、「愛知県」（7.6%）の順で、大都市圏が上位を占めています。

国籍・地域別では、ベトナム、インドネシア、フィリピン国籍は「愛知県」、ミャンマーは「北海道」での認定が最多でした。



技能実習生から実習や生活上の相談を母国語で受付ける「母国語相談」の相談件数（全職種の合計）は1万4009件で、前年度から298件減少しています。最も相談が多かったのは「ベトナム語」の8449件（60.3%）でした。

相談内容は、「賃金・時間外労働などの労働条件に関すること」が2943件（21.0%）、「実習先変更に関すること」が2462件（17.6%）の順に多く、実習先の変更支援件数は45件で、このうち建設関係は9件。国籍・地域別では「ベトナム」が最多の23件でした。

工期変更が利益圧迫 労務費増大の影響が受注者にも 国交省調べ

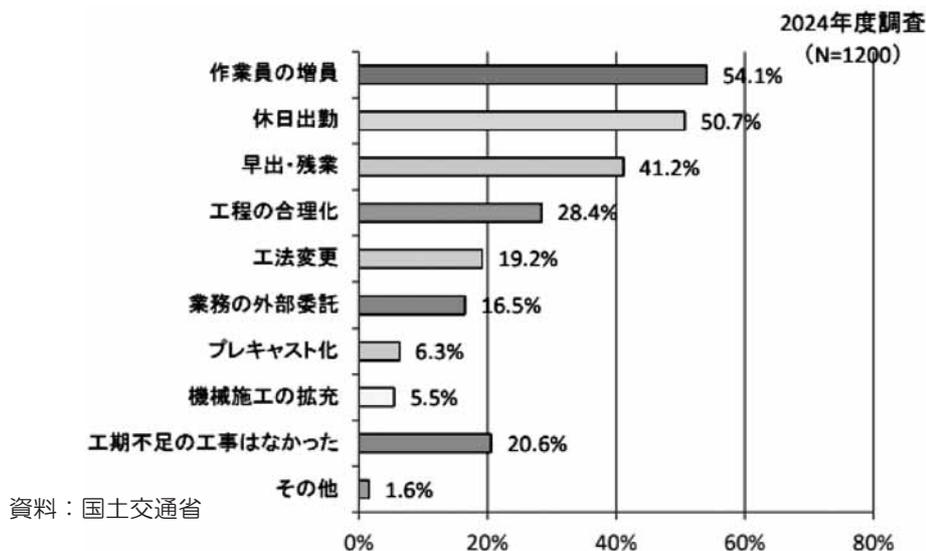
国土交通省が発表した2024年度の「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」によると、工期変更に伴う労務費の増大が企業の利益を圧迫していることが明らかになりました。

工期変更後の交渉で増加した工事費が想定通りに認められたのは51.9%で、36.6%は「一部が認められた」、2.6%は「認められなかった」、8.9%は「交渉しなかった」と答えています。さらに、最終的に利益が確保できたかについて53.8%は「想定利益は確保できた」との回答でしたが前年比より0.9ポイント減少しています。また、「想定利益をやや下回った」(33.9%)、「想定利益をかなり下回った」(7.4%)、「赤字となった」(2.7%)などの回答もありました。

工期変更で工事費が増えた要因については(複数回答)、「労務費の増大」80.1%、「機械経費等の増大」(38.0%)、「材料費の増大」(36.0%)、「施工方法の変更」(29.7%)の順となっています。契約後の工期変更や一時中止の有無については、「工期変更が行われた」46.6%、「一時中止となった」12.3%となっており、このうち、工期変更により工事費が「増加した」と答えた企業は46.8%に上っています。

工期が変更された理由については、「関連工事との調整」(36.2%)、「悪天候・自然災害」(28.3%)、「人手の確保難航」(25.0%)の回答が多く、工期不足に対しては「作業員の増員」(54.1%)、「休日出勤」(50.7%)、「早出・残業」(41.2%)、「工程の合理化」(28.4%)の実施が上位を占めました。

工期不足に対応するために実施したこと



工期の提案者については、「注文者が提示される場合が多い」が82.1%で大半を占めました。提案された工期が適切だったかについては、「妥当な工期の工事が多かった」が65.9%、「余裕のある工事が多かった」との回答は3.0%でした。一方で、「短い工期の工事が多かった」(29.0%)、「著しく短い工期の工事が多かった」(2.1%)との回答もありました。

令和7年度建設業年末年始労働災害防止強調期間

実施期間 令和7年12月1日～令和8年1月15日

スローガン 無事故の歳末 明るい正月

年末年始は工事の輻輳化による労働災害の増加や冬の季節特有の災害に注意して安全・健康への思いも新たに無事故無災害に努めましょう。



施主さん・元請さんに迷惑をかけないための 総合補償制度

全中連トータルサポートプラン

建設工事28職種（解体業を除く）が加入できる「全中連トータルサポートプラン」は、現場において発生するさまざまな事故・災害への補償を行うとともに、事業所の経営安定をサポートする保険です。

補償内容は、①第三者賠償補償サポート、②工事補償サポート、③傷害補償サポート（事業者用・一人親方用の2種類）から構成されており、この中から必要な補償を選択して利用することができます。また、全中連ならではのスケールメリットを適用した割安な保険料となっていますので、さまざまなリスク回避と事業の安定を図る上でも必要な補償制度として、多くの会員事業者の皆様にご利用されています。

選べる3つのサポート

第三者賠償補償サポート<請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・施設所有管理者賠償責任保険>

基本補償	工事中の事故(資材の落下で通行人がけがをした、誤って壁に穴をあけてしまった等)のみならず、引き渡し後の事故(家の壁が崩れて隣家を損壊した、配管の施工不良による水漏れで家具が汚損した等)や、現場の資材置き場に子供が立ち入ってケガをした等について補償します。
自動補償	「支給財物の損壊に対する補償」と「作業対象物の損壊に対する補償」が自動セットされています。
保険金額	1事故あたりの支払限度額は「1億円」と「3億円」の2プラン(自己負担額3万円)
オプション	「リース・レンタル財物損害補償」と「生産物・仕事の目的物の村会に対する補償」が追加できます。

工事補償サポート<1年間の全ての工事をまとめて補償>

(1) 火災、台風、作業ミス等(自然災害・人的災害)、偶然な事故により工事対象物に生じた損害を補償します。
(2) 工事現場における荷下ろし開始から引渡しまでの不測かつ突発的な事故による損害を補償します。
(3) 工事の目的物、目的物に付随する仮工事の目的物、配線・配管・設備等の工事中仮設物、工事中仮設建設物及び収容されている什器・備品・工事中材料・工事中仮設材について補償します。
(4) 工事中材料、工事中仮設材は資材置場等から工事現場までのお客様による運送中も補償します。

障害補償サポート<事業者用プラン一人親方用プランがあります>

(1) 業務中にケガ等を負った場合、貴社が災害補償規程に等に基づいて支出する補償金や臨時に発生する費用に対して、政府労災の認定に関係なくお支払いします。
(2) 補償の対象となる方 <事業者用プラン> 役員・個人事業主・正規従業員・臨時雇従業員(アルバイト)、下請負人及びその構成員(派遣社員は含みません)。親族が従業員である場合も含みます。 ※経営審査事項(W1)で15ポイントの加点が可能です。 <一人親方プラン> 一人親方の事業者、正規従業員が同居の親族のみの事業者。

中途加入随時受付け中

- 全中連では、トータルサポートプランの中途加入を随時受付けています(申込み締切り:毎月15日)。
- 申込み・お問い合わせについては、事務局(TEL 03-5651-7301)までご連絡ください。
- 詳しくは、ホームページ<zenchuren-group.jp>掲載のパンフレットをご覧ください。

JAC受入支援サービスのご紹介 Series.5

建設技能人材機構（JAC）では外国人の方々が建設業界で活躍できるよう、各種の支援サービスを行っていますので紹介します。

特定技能外国人を雇用している企業様へ

受入支援サービス

JACでは外国人の方々が建設業界において活躍できるよう、お役立ち支援を行っております。無料の安全衛生教育や日本語講座をはじめ、受入れに関する各種費用の支援など、コスト削減につながるサービスもご用意しております。

※1号特定技能外国人の受入負担金のお支払い実績がある建設企業で就労中の「在留資格:特定技能1号」の外国人(技能実習生を含む。)

オンライン特別教育・技能講習

受入企業の技能実習生も対象



受講無料!母国語対応!
**オンライン特別教育
と技能講習**



オンライン特別教育についてのお問合せ → **0120-36-5378**
月～金(土日祝日・年末年始除く) 8時30分～17時00分

日本語講座

受入企業の技能実習生も対象



母国語で学ぶ日本語講座を拡充!
**合格のための日本語講座や
スマホアプリ(e-Learning)
などもご用意!**



日本語講座についてのお問合せ → **0120-220353**
月～金(土日祝日・年末年始除く) 9時00分～17時30分

特定技能外国人一時帰国支援制度

2号特定技能外国人も対象



特定技能外国人
**1人8万円2回まで
を支援**



一時帰国支援についてのお問合せ → **0120-056-045**
月～金(土日祝日・年末年始除く) 9時00分～17時30分

CCUS手数料支援制度

令和5年度手数料から対象



CCUS手数料の
**全額支援申請
はこちら!**



CCUS手数料支援についてのお問合せ → **0120-220353**
月～金(土日祝日・年末年始除く) 9時00分～17時30分

資格取得等奨励金制度

2019年4月1日以降が対象



特定技能外国人と
受入企業それぞれに
10万円を支援



資格取得等奨励金制度に関する問合せ → **0120-207056**
月～金(土日祝日・年末年始除く) 9時00分～17時30分

特定技能外国人補償制度

全ての受入企業が補償制度の対象



万が一のときに。
無料で使える
政府労災上乘せ補償

規程・補償制度についてのお問合せ → **0120-514-049**
月～金(土日祝日・年末年始除く) 9時00分～17時30分

全建・全中建・日建連の元請業者さま向け

CCUS活用促進

- CCUS事業者登録料(更新料も含む)
- CCUS管理者ID利用料
- 現場利用料(タッチ費用)
- ICカードリーダー等機器購入費用

